

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社堀組  
代表者及び住所 和歌山県田辺市南新万1-2-106  
代表取締役 堀 光緒
2. 指名停止措置期間 : 令和6年7月26日から令和6年9月25日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 和歌山県発注の長井古座線(仮称八郎山トンネル)道路改良工事において、株式会社堀組を構成員とする特定建設工事共同企業体は、令和4年9月に和歌山県の完成検査を受け工事を完了した。  
令和4年12月、同トンネルの照明施設整備工事において、覆工コンクリート内に空洞の存在が判明した。その後、和歌山県が設置した有識者による技術検討委員会の調査等により、粗雑な工事やそれに伴う虚偽報告の事実が発覚した。  
このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、和歌山県知事から監督処分(営業停止40日間)を受けた。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社堀組が粗雑工事を行い、建設業許可部局(和歌山県)より監督処分(営業停止40日間)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第3号(過失による粗雑工事)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第3号(過失による粗雑工事)に該当するため。  
従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

(過失による粗雑工事)

3 当該地方整備局の所管する区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。

### ○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)